

平成30年11月27日

保護者様

福島県立好間高等学校長 夏目 利江子

SNSを利用した少年の犯罪被害防止について（依頼）

日頃より、本校教育活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、11月に入り、生徒も元気に登校してミニ文化祭や生徒会・家庭クラブ役員選挙および期末考査の学習に取り組んでおります。今までも、保護者の皆様のご理解と学校における指導により、SNSを利用した少年の犯罪被害防止の対策が徹底しているところではありますが、県より別紙により依頼がありました。

つきましては、SNSを利用した少年の犯罪被害防止の実施について、ご理解とご協力をお願いいたします。

（事務担当 生徒指導部長 坂口 肇 TEL 36-2203）



福島県青少年健全育成条例が改正されます！（平成31年4月1日施行）

～児童ポルノ等の要求行為の禁止など～

福島県青少年健全育成条例が一部改正され、自画撮り被害などの防止対策が強化されます。（平成31年4月1日施行）

○ 児童ポルノなどの提供を求める行為の禁止

青少年に対し、以下の方法で当該少年に関する児童ポルノなどの提供を求めた場合、30万円以下の罰金が科せられます。

- ・ 青少年に拒まれたにも関わらず求める行為
- ・ 青少年を脅かしたり、だましたり、困惑させたりする行為
- ・ 青少年に対し、対償（お金や物など）を供与し、またはその供与の約束をする行為

○ インターネット利用環境の整備（青少年を有害情報から守るための措置）

携帯電話の新規契約または機種変更などをする場合、以下の対応が義務化されます。

- ・ 携帯電話会社等は、青少年または保護者に対し、有害情報を閲覧するおそれ、フィルタリングの必要性・内容などについて説明した上、説明書を交付する。
- ・ 携帯電話会社等が提供するフィルタリングサービスなどを希望しない保護者は、携帯電話会社等に対し理由書を提出する。
- ・ 携帯電話会社等は、上記理由書またはその写しなどを保存する。

※ 条例に関するお問い合わせ先 福島県子ども未来局子ども・青少年政策課 ☎ 024(521)7187



自画撮り、送ってはダメ！！

コミュニティサイト等で知り合った人に、自分の裸の写真や下着姿の写真を送られる「**児童ポルノ 自画撮り被害**」が急増しています。裸の写真や下着姿の写真を撮ってはいけませんし、絶対に送ってはいけません。

送った写真はもう消せない・・・

写真がインターネットに流れてしまえば、消すことはできません。

1人で悩まずに、すぐに家族や先生等、あなたのまわりの大人の人に相談してください。



写真を送るように要求されたら・・・？

写真を送ってしまったら・・・

もしもこのようなトラブルや犯罪被害に遭ってしまったら

最寄りの警察本部の相談窓口につながります。※緊急の事件・事故の場合は「110」番へ

警察相談専用電話

☎ # 9110

性犯罪被害相談電話

☎ # 8103 (ハートさん)

電話の発信地域を管轄する警察の性犯罪被害相談電話窓口につながります。

各都道府県警察では、いじめ、犯罪などの被害に苦しむお子さんや、ご家族のために少年相談窓口を開設しています。いつでも遠慮なくご相談下さい。

警察庁ホームページ
都道府県警察の少年相談窓口について
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>

問い合わせ 福島県警察本部 代表 024 (522) 2151

ネットには危険がいっぱい

事例 優しい人だと思って安心したら…



! 誘拐 や殺人事件などの凶悪犯罪に巻き込まれるケースもあります。

福島○△新聞 ×月×日

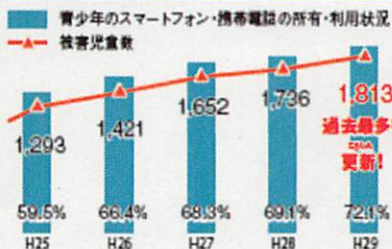
○歳男 誘拐容疑で逮捕!

SNSで知り合う

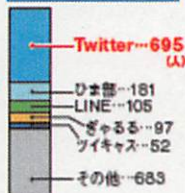
警察は、○県、職業不詳の男性を少女の「わいせつ目的誘拐」で逮捕した。警察署の調べでSNSで知り合った中学生に「慰めてあげる」、「迎えに行くよ」と言葉巧みに誘い出し、「わいせつ目的で誘拐した」と容疑を認めている。男は、少女の自宅に車で迎えに行き、○県の自宅まで連れ去ったとみられる。

SNSを通じて犯罪被害に遭う子供が増加!

ひがい あ 被害に遭った子供



被害児童数が多いサイト



! フィルタリング状況

ひがい あ 被害に遭った子供のうち、9割以上がフィルタリングを利用していなかった。

契約時は利用していたが被害当時は利用なし 114 (7.4%)

利用あり 130 (8.4%)



ひがい 「被害当時は利用なし」も併せて9割以上に!

N=1,540 (平成29年)

ひがい あ 被害に遭わないためにできること(保護者の皆様へ)

必ずフィルタリングを!

平成29年6月、青少年インターネット環境整備法が改正され、新規契約時や機種・名義変更時に、販売店などに、青少年確認・フィルタリング説明などの義務が新設されました。しっかり説明を受けて、年齢や利用に応じたフィルタリングを設定しましょう。



家庭でのルール作りを!

日頃から子供の能力・発達に見合ったネットの使い方を家庭で考えてみましょう。内閣府では子供が安全に安心してネットを利用できるように家庭でのルール作りの例などを紹介しています。



内閣府ホームページ
保護者向け普及啓発リーフレット
http://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html

実際の手口を知りましょう!

警察庁では、ネットでの児童の犯罪被害等防止啓発動画を作成していますので、是非ご覧ください。



公益財団法人警察庁
インターネット利用に係る児童の
犯罪被害等防止啓発
<http://www.keisatukyokai.or.jp/untitled29.html>

(※ 資料・イラストは、警察庁・文部科学省作成リーフレット「ネットには危険もいっぱい」から引用)